

研究支援者派遣の見積競争について

次のとおり見積競争に付します。

契約担当職
国立研究開発法人産業技術総合研究所
関西センター業務室長 吉田 英三

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件名・人数 研究支援者派遣（関西26派017） 1名
- (2) 仕様 別紙仕様書のとおり
- (3) 派遣期間 2026年10月1日 ～ 2026年11月30日
- (4) 派遣場所 国立研究開発法人産業技術総合研究所 関西センター

※ 派遣元で派遣労働者の待遇を「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のどちらで確保したのか、見積競争への参加を決めた時点で下記5. に連絡してください。

2. 競争参加に必要な書類

- (1) 見積書 1部
 - ・ 時間単価（通常時間単価、法定外時間単価）を記載してください。
 - ・ 見積額は通勤交通費等の諸経費を含めた額としてください。
- (2) スキル審査書類 各1部
 - ① スキル提案書
仕様書「11. 派遣労働者に求めるスキル（資格・技能・経験等）」に示す要求仕様を項目毎に比較する形式で派遣予定者のスキルを記載してください。
 - ② スキルシート
派遣予定者の経歴や保有する資格・技能等を記載したスキルシートをご提出ください。
- (3) 労働者派遣事業許可証の写し 1部
- (4) 反社会的勢力排除に関する誓約書
詳細及び様式は以下URLをご覧ください。
URL：https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/seiyakushoirai.html
※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。
- (5) 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」
詳細及び様式は以下URLをご覧ください。
URL：https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/koutekikenkyuuhi.html
※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。

3. 競争参加に必要な書類の提出期限及び提出場所

2026年9月14日（月）17：00 厳守
下記5. にご提出ください。（メール提出可）

4 . 注意事項

- (1) 派遣労働者は、国立研究開発法人産業技術総合研究所を離職後1年以内の者でないこと（60歳以上の定年退職者を除く）。その他の要件は仕様書のとおり。
- (2) 在宅勤務に関する覚書をご承諾の上で競争にご参加ください。（覚書は以下URLからご覧ください。）
U R L : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/format/

5 . 書類提出先・問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

関西センター業務室 調達グループ 倉島 啓次（くらしま けいじ）

住 所：〒563-8577 大阪府池田市緑丘1-8-31-

電 話：080-2237-0443（直通）、072-751-9605（代表）

メール：k-kurashima@aist.go.jp

仕様書

1. 件名	研究支援者派遣（関西26派017）
2. 組織単位	
(1) 組織の名称	モレキュラーバイオシステム研究部門
(2) 組織の長の職名	研究部門長
3. 業務内容	
(1) 従事業務に関わる研究（業務）の概要	国立研究開発法人産業技術総合研究所 モレキュラーバイオシステム研究部門では、生体由来多糖の開発を行っている。本件は、生体由来多糖の開発に関わる研究支援者派遣である。
(2) 従事業務の内容	①生体由来多糖を原料に用いた有機合成実験 ②合成物のNMR等を用いた解析・同定 ③付随的業務は、1割以内とする。
4. 派遣期間	2026年10月1日 ～ 2026年11月30日
5. 派遣人数	1名
6. 就業場所	
(1) 勤務地	国立研究開発法人産業技術総合研究所 関西センター モレキュラーバイオシステム研究部門 (〒563-8577 大阪府池田市緑丘1-8-31)
(2) テレワーク実施場所	－
7. 就業条件	
(1) 就業日	週4日（月曜日、火曜日、木曜日、金曜日） ただし、必要に応じ、就業日と休日を振り替える場合がある。
(2) 休日	所定休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日～翌1月3日）、その他産総研（理事長）が別に定める日 その他の休日：就業日以外の日（所定休日を除く）
(3) 就業時間	9時30分を始業時刻、16時00分を終業時刻とし、休憩時間を除き、1日あたり5時間30分勤務とする。
(4) 休憩時間	12:00 ～ 13:00（1時間）
(5) 時間外労働	契約で定める範囲で命じる場合がある。
(6) 休日労働	契約で定める範囲で命じる場合がある。
(7) 出張	必要に応じ、出張を命じる場合がある。（派遣先職員同伴）
8. 政令で定める業務（号）	日雇派遣に該当しないことが明らかであるため省略
9. 業務に伴う責任の程度（権限の範囲）	役職を有さない（部下なし）
10. 安全衛生に関する事項	
(1) 危険有害業務の有無	あり
(2) 危険有害業務の内容、危険・健康障害を防止する措置の内容等	有機溶剤を使用した実験、ドラフトチャンバーの使用、保護具の着用、特殊健康診断の受診、安全衛生教育の実施

11. 派遣労働者に求めるスキル（資格・技能・経験等）	①有機溶剤の取り扱いが可能なこと。 ②理系大学あるいは理系専門学校を卒業しており、生物学系の基礎知識を持ち合わせていること。 ③公的機関あるいは民間企業での化学製品の重合・合成・分析の実験に4年以上従事した経験を持っていること。 ④粘着剤の開発に関わる業務経験を持っていること。 ⑤HPLC、GC、NMRの使用経験を持っており、指示書・説明書通りに使用可能なこと。
-----------------------------	--